

高額療養費の外来現物給付化に係る請求事例の変更について

今般、厚生労働省保険局国民健康保険課より、外来療養における高額療養費の現物給付化に伴い特記事項欄の記載についての問合せに対し、同局医療課との調整の上、困みのとおり回答している旨の連絡が国民健康保険中央会からありましたのでお知らせいたします。

このことにより、平成24年3月30日付の本会事務連絡において、「平成24年4月診療分以降の請求方法の変更点等について」ご案内している低所得者で限度額認定証及び特定疾病受療証をお持ちの方の特記事項の記載に変更が生じますので、次のとおり改めてご案内いたします。

平成24年6月のご請求時からご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

【質問】

外来の現物給付化に伴い、低所得者で限度額認定証及び特定疾病受療証をお持ちの方については、限度額認定証を提示することで、特定疾病の自己負担限度額(10,000円)より低い、自己負担限度額8,000円(高齢受給者及び後期高齢者医療被保険者のみ)となりますが、その際のレセプトの特記事項について、特定疾病「02 長」も記載するのか。

【回答】

レセプトの記載要領の特記事項では、「02 長」

以下のいずれかに該当する場合

- ① 高額長期疾病に係る特定疾病療養受療証を提出した患者の負担額が、健康保険法施行令第42条第9項第1号に規定する金額を超えた場合(ただし、患者が特定疾病療養受療証の提出を行った際に、既に同号に規定する金額を超えて受領している場合であって、現物給付化することが困難な場合を除く。)
- ② 後期高齢者医療特定疾病療養受療証を提示した患者の負担額が、高齢者医療確保法施行令第15条第5項に規定する金額を超えた場合(ただし、患者が後期高齢者医療特定疾病療養受療証の提示を行った際に、既に同項に規定する金額を超えて受領している場合であって、現物給付化することが困難な場合を除く。)

「19 低所」

以下のいずれかに該当する場合

- ① 高齢受給者(後期高齢者医療の被保険者を含む。)以外で、「低所得者の世帯」の限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証が提示された場合
 - ② 「低所得者の世帯」の適用区分の記載のある特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受診券が提示された場合(特記事項「24」に該当する場合を除く。)
- と記載のあることから、

・低所得者世帯の限度額認定証を提示した場合「19低所」を記載(高齢受給者を除く)する、

・特定疾病療養受療証を提示し、かつ患者負担額が10,000円を超えた場合「02長」を記載することとなると考えられます。

そのため、「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び特定疾病療養受療証を提示して、低所得者の限度額(8,000円)でかかった方については、その患者負担が10,000円を超えた場合(70歳から74歳の方については医療費の2割が10,000円を超えた場合)は特記事項に「02長」と記載することとなる。

(特定疾患受給者証を提示した場合は②で除外規定がないことから、「02長」と「19低所」の両方を記載することとなる。)

【補足】

このような、負担額の逆転現象が起きるのは、高齢受給者及び後期高齢者医療被保険者の低所得の外来診療のみです。

そのため、限度額認定証を提示すれば、特定疾病療養受療証を提示するよりも低い限度額になるものの、

特定疾病に係る療養を受ける際には、受療証を出すことになっております。

2.本会事務連絡変更箇所

事務連絡2ページ目の「事例2」

変更前

事例 2	○ 認定証等及び特定疾病療養受療証(マル長:1万円限度)を提示した場合
------	-------------------------------------

	所得区分	特記事項欄への記載※①	一部負担金額欄への記載※②	摘要欄への記載※③	補足事項
70歳未満	上位所得者	17 上位及び02長	10,000	-	特定疾病療養受療証(マル長:1万円限度)を提示されているが、患者の窓口負担が健康保険法に定める金額を超えない場合は特記事項欄への記載は不要となります。
	一般	18 一般及び02長	10,000	-	
	低所得者	19 低所及び02長	10,000	-	
70歳以上及び被保険者後期高	現役並み所得者	02長	10,000	-	
	一般	02長	10,000	-	
	低所得者Ⅱ	-	8,000	低所得Ⅱ	
	低所得者Ⅰ	-	8,000	低所得Ⅰ	

【事例の前提条件】

- ◎入外区分：外来
- ◎請求点数：80,000点（公費の事例については請求点数と同点数とします。）
- ◎窓口で認定証等の提示があった。

変更後

事例 2	○ 認定証等及び特定疾病療養受療証(マル長:1万円限度)を提示した場合
------	-------------------------------------

	所得区分	特記事項欄への記載※①	一部負担金額欄への記載※②	摘要欄への記載※③	補足事項
70歳未満	上位所得者	17 上位及び02長	10,000	-	特定疾病療養受療証(マル長:1万円限度)を提示されているが、患者の窓口負担が健康保険法に定める金額を超えない場合は特記事項欄への記載は不要となります。
	一般	18 一般及び02長	10,000	-	
	低所得者	19 低所及び02長	10,000	-	
70歳以上及び被保険者後期高	現役並み所得者	02長	10,000	-	
	一般	02長	10,000	-	
	低所得者Ⅱ	02長	8,000	低所得Ⅱ	
	低所得者Ⅰ	02長	8,000	低所得Ⅰ	

「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「特定疾病療養受療証」を提示して、低所得者の限度額(8,000円)でかかった方については、その患者負担(医療費×患者の負担割合)が10,000円を超えた場合(70歳から74歳の方については医療費の2割が10,000円を超えた場合)は特記事項に「02長」と記載する

【問い合わせ先】

東京都国民健康保険団体連合会 企画事業部管理課管理係
電話03-6238-0323